

株式の分割に関する基準日設定公告

2020年3月16日

株主各位

東京都港区赤坂九丁目7番1号
株式会社マネジメントソリューションズ
代表取締役社長 高橋信也

当社は、2020年2月10日付で会社法第370条及び当社定款第24条に基づく取締役会の決議に替わる書面決議によって、2020年4月1日(水曜日)をもって、当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2020年3月31日(火曜日)と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の定めに基づき、2020年4月1日(水曜日)をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を31,632,000株増加して、47,448,000株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせならびにご注意

1. 2020年4月1日(水曜日)付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
2. 住所変更、改姓名等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。